

新設分割に係る事前開示書面  
(会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

2024年2月15日

Chatwork株式会社

2024年2月15日

## 新設分割に係る事前開示書面

東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER  
Chatwork株式会社  
代表取締役兼社長上級執行役員CEO 山本 正喜

当社は、2024年2月9日付新設分割計画書(以下「本新設分割計画書」といいます。)に基づき、2024年4月1日をもって、当社のBPaaS(Business Process as a Service)事業(顧客の業務効率と生産性向上をサポートするため、経理業務や労務業務等のノンコア業務について、ソフトウェアの提供にとどまらずそれらの業務のビジネスプロセスそのものをサービスとして提供する事業)を、新たに設立する株式会社kubellパートナー(住所:東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER。以下「新会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本分割」といいます。)を行うこととしました。

当社が会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 新設分割計画の内容(会社法第803条第1項第2号)  
本新設分割計画書の内容は別紙のとおりです。
2. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項(会社法施行規則第205条第1号イ)
  - (1) 交付する株式数の定め相当性に関する事項(会社法第763条第1項第6号)  
新会社は本分割に際して新たに株式500株を発行し、その全てを当社に対して交付します。  
当社は、新会社の完全親会社となり、割当比率に利害関係を有する第三者が存在しないことから、新会社が交付する株式数は当社が任意に定めることができると認められるところ、当社の完全子会社となる新会社の株式の適切かつ効率的な管理等の観点から、上記の株式数とすることが相当と判断しました。
  - (2) 資本金及び準備金の額の定め相当性に関する事項(会社法第763条第1項第6号)  
当社は、新会社が承継する予定の資産及び負債の額、今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現する観点から、会社計算規則に従い、新会社の資本金及び準備金の額を本新設分割計画書第5条のとおりとすることが相当と判断しました。
3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第205条第6号イ)  
該当する事象はありません。
4. 新設分割が効力を生ずる日以後における当該新設分割株式会社の債務及び新設分割設立会社の債務(当該新設分割株式会社が新設分割により新設分割設立会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第205条第7号)
  - (1) 当社の債務の履行の見込みについて  
当社の2023年12月31日現在の貸借対照表における資産の額は6,236,830千円、負債の額は3,208,006千円であり、資産の額が負債の額を上回っております。その後これらの額に重大な変動は生じておらず、効力発生日までに生じることも見込まれておりません。  
また、本分割により、当社が新会社に承継させる予定の資産の額は1,189,926千円(概算)、負債の額は106,225千円(概算)ですが、当社は本分割において、新会社が発行する株式の全ての割当を受けるため、本分割による当社の純資産の額には変動はありません。  
さらに、本分割後の当社の収益状況について、当社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点において見込まれません。

したがって、本分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しました。

なお、承継させる予定の資産及び負債の金額は、2023年12月31日の現況に基づいた見込み額を記載しています。実際に承継する資産及び負債の金額は、上記から変動する可能性があります。

(2) 新会社の債務の見込みについて

本分割により、新会社が当社から承継する予定の資産の額は1,189,926千円(概算)、負債の額は106,225千円(概算)であり、資産の額が負債の額を上回る見込みです。また、本分割後の新会社の収益状況について、新会社が負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現時点において見込まれません。

したがって、本分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しました。

なお、承継する予定の資産及び負債の金額は、2023年12月31日の現況に基づいた見込み額を記載しています。実際に承継する資産及び負債の金額は、上記から変動する可能性があります。

なお、本分割が効力を生ずる日までの間に、上記事項に変更が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きます。

以 上

## 新設分割計画書

Chatwork株式会社(以下「当社」という。))は、当社がそのBPaaS(Business Process as a Service)事業(顧客の業務効率と生産性向上をサポートするため、経理業務や労務業務等のノンコア業務について、ソフトウェアの提供にとどまらずそれらの業務のビジネスプロセスそのものをサービスとして提供する事業、以下「本事業」という。))に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社kubellパートナー(以下「新会社」という。))に承継させる新設分割(以下「本分割」という。))に関し、次のとおり新設分割計画書(以下「本分割計画」という。))を作成する。

### 第1条(新会社の定款で定める事項)

新会社の本店所在場所は、東京都港区西新橋一丁目1番1号 WeWork 日比谷FORT TOWERとし、新会社の目的、本店の所在地、商号、発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社kubellパートナー 定款」記載のとおりとする。

### 第2条(新会社の設立時取締役等の氏名)

- 1 新会社の設立時取締役は次のとおりとする。  
岡田亮一(代表)、福田升二、井上直樹、鳶本真章
- 2 新会社の設立時監査役は次のとおりとする。  
伊藤純一

### 第3条(新会社が当社から承継する権利義務に関する事項)

- 1 新会社が、本分割により当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 2 前項の規定に基づく本分割による当社から新会社に対する債務の承継については、全て重畳的債務引受の方法による。

### 第4条(新会社が交付する株式の数等)

新会社は、本分割に際し、普通株式500株を発行し、当該株式の全てを前条第1項に定める権利義務の対価として当社に対して交付する。

### 第5条(新会社の資本金等)

新会社の資本金及び準備金の額については、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金5,000,000円
- (2) 資本準備金 新会社が承継する資産の価額から新会社が承継する負債の額及び上記記載の資本金の額を控除した額
- (3) 利益準備金 金0円

### 第6条(効力発生日)

新会社の設立の登記をすべき日(以下「効力発生日」という。))は令和6年4月1日とする。ただし、当社は、手続の進行上必要のあるときは、これを変更することができる。

### 第7条(競業禁止義務)

当社は、新会社が承継する本事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

### 第8条(条件の変更)

当社は、第6条に定める効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときその他本分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、本分割の条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

### 第9条(規定外事項)

本分割計画に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本分割の趣旨にしたがって、

当社が決定することができる。

令和6年2月9日

住 所:東京都港区西新橋一丁目1番1号 WeWork 日比谷  
FORT TOWER  
会社名:Chatwork株式会社  
代表者:山本 正喜

## 定款

### 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社kubellパートナーと称し、英文ではkubell partner Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した通信販売及びその仲介並びにそれらの情報提供に関する業務
2. インターネットを活用した情報提供サービス業
3. 広告・宣伝に関する企画、立案、制作及び広告代理業務
4. 情報処理に関するソフトウェア、ハードウェア、データベースシステム、ネットワークシステム、情報セキュリティ及びその他の情報技術の企画、研究、開発、制作並びに販売
5. インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる業務
6. マーケティングに関する業務
7. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業
8. 電気通信事業法に定める電気通信事業
9. 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービスの仲介及び斡旋
10. ビジネスプロセスアウトソーシング業務及びビジネスプロセスサポート業務の企画、設計、コンサルティング並びに提供
11. 各種業務の代行及びアウトソーシング業務の受託
12. ホームページの企画、立案、制作、運用
13. 映像音響ソフトウェアの企画・制作及び販売業務
14. 出版物及び電子出版物の企画、制作、発行並びに販売業務
15. 知的財産権の取得、譲渡、保有、運用、許諾、斡旋及び管理業務
16. 福利厚生サービス業
17. 講演会、セミナー、研修会及び各種イベント等の企画、運営、管理並びに実施
18. 不動産の売買、交換、賃貸及びそれらの仲介並びに所有、管理及び利用
19. 企業の経営者、管理者、従業員の教育訓練及びコンサルティング
20. 有料職業紹介業及び労働者派遣事業
21. 古物営業法に基づく古物商
22. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び生命保険契約の締結の媒介
23. 助成金・補助金の申請サポート
24. インターネットを活用した業務・就労環境構築、及びその構築支援
25. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
26. 上記各号に関するコンサルティング業務並びに経営及び各種事業に関するコンサルティング業務
27. 上記各号に附随又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社は株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿の名義書換)

第10条 当会社の株式を取得した者(以下「株式取得者」という。)は、当会社に対し、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し又は記録するよう請求することができる。この場合、法令に別段の定めがある場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同して、当会社所定の請求書に取得を証明する書面を添えて提出するものとする。

(質権の登録、信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その移転又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

③ 基準日株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合には、当会社は、当該基準日後の株式取得者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することができない。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じた場合も、同様とする。

## 第3章 株主総会

(招集)

第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第17条 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができる全ての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 株主総会に報告すべき事項について、取締役が株主の全員に対して通知した場合において、その事項を株主総会に報告することを要しないことにつき全ての株主が、書面又は電磁的記録によって同意したときは、その事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところにより議事録を作成する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

② 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(選任方法)

第25条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。



② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第26条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した取締役の補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法等)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

② 取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、その事項につき議決に加わることができる全ての取締役が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第30条 取締役会に報告すべき事項について、取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して通知したときは、その事項の取締役会への報告を省略することができる。ただし、会社法第363条第2項に基づく報告については、この限りではない。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、1名以上とする。

(選任方法)

第35条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第40条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

② 剰余金の配当には利息をつけない。

## 附 則

第1条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から2024年12月31日までとする。

第2条 当社の設立時役員は、次のとおりである。

設立時取締役 岡田亮一、福田升二、井上直樹、鷹本真章

設立時監査役 伊藤純一

設立時代表取締役 岡田亮一

## 承継権利義務明細表

本分割の効力発生日において、新会社が本分割により当社から承継する権利義務については、次に定めるとおりとし、これらの権利義務のうち資産及び負債の額については、令和5年12月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに本分割の効力発生日の前日の終了時点（以下「基準時点」という。）までの増減を加除したうえで確定する。

ただし、基準時点において有効に存在するものに限り、承継につき法令等による免許、許可、認可、承認、登録及び届出等（以下「許認可等」という。）又は第三者の同意若しくは承認等が必要な資産、負債、雇用契約等その他権利義務であって当該許認可等又は同意若しくは承認等が得られないものを除く。

### 1 承継する資産

本分割の効力発生日時点において、本事業に関して当社が有する現金及び預金、売掛金、貯蔵品、前払費用、預け金その他本事業に関して当社が有する一切の流動資産。

本分割の効力発生日時点において、本事業に関して当社が有する建物、工具、器具及び備品ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定、電話加入金、投資有価証券、関連会社株式（株式会社ミナジンの株式を含む。）、敷金及び保証金、長期前払費用、関係会社長期貸付金その他本事業に関して当社が有する一切の固定資産。

### 2 承継する負債

本分割の効力発生日時点において、本事業に関して当社が有する未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、契約負債、前受金、預り金、従業員預り金、賞与引当金、1年内返済予定の長期借入金その他本事業に関して当社が有する一切の流動負債。

本分割の効力発生日時点において、本事業に関して当社が有する長期借入金その他本事業に関して当社が有する一切の固定負債。

### 3 承継する契約上の地位等

本分割の効力発生日時点における本事業に関する株式譲渡契約、サービス利用契約、秘密保持契約、業務提携契約その他本事業に関連する一切の契約（雇用契約を除く。）における契約上の地位及び契約に付随する権利義務。

### 4 承継する知的財産権

本分割の効力発生日時点において、当社が保有する知的財産のうち、専ら本事業のみに関連して当社が保有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権。